

出荷制限解除対象施設において処理されたイノシシ肉の検査結果について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から出荷制限解除の指示を受け，本県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉 4 頭について，本日，出荷に当たって放射性物質検査を実施した結果，下記のとおり 2 頭，暫定規制値を超過しましたので，お知らせいたします。

なお，暫定規制値を超過したイノシシ肉につきましては，県及び石岡市立ち会いのもと，全部廃棄することを申し添えます。

記

- 1 検査日 平成 24 年 1 月 5 日（木）
- 2 検査機関 県環境放射線監視センター
- 3 処理施設 朝日里山学校（石岡市）
- 4 検査結果

処理日	個体 管理 番号	捕獲場所	検査結果（Bq/kg）			
			放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	セシウム 合計値
12/28	4	石岡市辻	不検出 （ < 11 ）	2 6 0	3 3 0	<u>5 9 0</u>
12/29	5	石岡市大増	不検出 （ < 6 ）	9 5	1 2 0	2 1 5
12/30	6	石岡市大塚	不検出 （ < 7 ）	1 3 0	1 7 0	3 0 0
1/1	7	石岡市弓弦	不検出 （ < 8 ）	2 4 0	3 0 0	<u>5 4 0</u>

放射性セシウムの暫定規制値：500Bq/kg